

流山市農業委員会
平成25年第8回
総会議事録

平成25年8月23日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成25年第8回総会議事録

1 期 日 平成25年8月23日(金)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 6番 豊島 啓行 9番 中村 敏則

5 出席委員(15名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	5番 酒巻 孝美
6番 豊島 啓行	7番 青野 直
8番 水野 敬久	9番 中村 敏則
10番 大作 榮	11番 根本 隆
12番 小林 常男	13番 須郷 英夫
14番 水代 啓司	15番 石井 勇
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

4番 中村 彰男

7 参与名 農政課長 山崎 哲男 農政課農政係長 秋元 学

8 書記名 係 長 田村 敏一

9 事務局 局 長 岡田 一美 次 長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

10 会議目次

- (1) 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) 2
- (2) 議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 4
- (3) 議案第37号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について 6
- (4) 報告第13号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 9
- (5) 報告第14号 国税滞納処分に係る財務事務官からの照会について 11
- (6) 報告第15号 専決処理の報告について 13

開会 午後3時03分

高市議長 大変残暑厳しき折、大勢の皆さんの御出席を頂戴し、本当にありがとうございます。私も2、3日前にですね、埼玉県の方へちょっと行きました。もう早いところでは、早稲米を刈り取っているというような状況でございまして、その辺もですね見させていただきました。これから稲作の方々は、大変忙しい時期だと思しますので、十分身体に気を付けていただいでですね、収穫に頑張ってくださいたい、このように思っております。

それでは、ただ今から平成25年第8回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16中14名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、4番、中村彰男委員から欠席の旨届出がありましたので御報告をいたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。6番、豊島啓行委員、9番、中村敏則委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、田村係長を任命いたします。

なお、本日は会議の参与として、山崎農政課長、秋元農政係長の出席をいただいでしております。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧ください。本日御審議いただく案件は、議案第35号の「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)から議案第37号の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」までの3議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第13号の「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」から報告第15号の「専決処理の報告について」までの3項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

御説明は以上です。よろしく御願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第35号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年8月23日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の5条許可申請は恒久転用が2件です。なお、今月のこの2件につきましては、権利者が同じ方で転用目的も同一のものとなっておりますので、本案につきましては一括して御説明をさせていただきます。

初めに権利者でございますが、茨城県つくば市に在住されている方で、職業は眼科医師でございます。次に申請がありました土地は、流山市中野久木の畑で、1番と2番を合わせました申請面積は、合計3筆で1,072㎡でございます。

次に転用目的といたしましては、診療所用地とするもので、議案案内図につきましては1ページと2ページでございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を御報告します。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件です。

本案につきましては、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

議案の1番と2番につきましては、転用目的が同一でありますので、一括して御報告いたします。

転用目的については、診療所(眼科)の建築及びその来客用駐車場を整備するものです。

移転の原因は、定期借地権による賃貸借設定で、期間は30年間でございます。

申請理由については、権利者は、現在、大学で講師及び同大学附属病院で眼科の医師として勤務しておりますが、大学での研究・教育・臨床を行っているうちに、地域医療に貢献したいという思いが強くなり、開業医となることを決意したとのことで、このたび、地域ニーズがあり、医療機関が不足している江戸川台地区に診療所の建設を計画したということです。

次に雇用計画についてですが、国家資格者として、看護師1名、視能訓練士1名、

その他常勤の事務職員2名、非常勤事務職員2名の6名を予定しているとのこと
です。

次に土地利用計画ですが、診療所は鉄骨2階建てで、建築面積は約250平方メ
ートル、駐車場は33台分を整備する計画です。

次に、隣接する農地への被害防除対策としては、雨水については施設内の路盤
は透水性舗装とし、雨水地下貯留槽を設け、オーバーフロー分は、既存の排水管へ
放流する計画です。

土砂等の流出対策としては、申請地に隣接する農地はございませんが、ブロックを
設置し、土砂の流出を予防する計画です。

次に申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武野田線江戸川台駅の西
約800メートルに位置し、市街地化の傾向が著しい区域に隣接する小集団の農地で
あることから、第2種農地と判断しました。

次に資金計画については、建設費等が約1億3千120万円、定期借地権による賃
借料約610万円で、全額、金融機関からの融資で賄う計画であり、金融機関発行の
融資証明書が添付されています。

次に他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

次に交通安全対策についてですが、工事中は開発区域をシートで囲み、道路工
事や工事車両の出入りの際、ガードマンを設置する予定とのこと
です。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条
の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金
力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況など
の「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適
合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達し
ました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いいたしま
す。

1番(小嶋委員) 駐車場というのはどこに造るんでしょうか。有料駐車場というのはこ
のまま使うということですか。33台とか入るということですが。

吉田次長 議案案内図の2ページを御覧いただきたいと思います。こちらに今回の案
件の配置図がございます。こちらを御覧いただきたいと思います。まず、計画図の右
下の方、南側になりますか、ここが診療所が建てられる部分になります。それから左側、
西側から北側に掛けてですが、四角く駐車場で区画割りした図が目に入るかと思
いますが、こちらが駐車場用地として全部で33台分の区画がございます。この33台
の駐車につきましては先ほど委員長からもお話がありましたように、医師の方それから

診療所に従事される方、勤務される方たち職員の方の駐車場、それと来客用の駐車場合わせて33台分の駐車場、これはあくまでも診療所に勤める方と来客、患者さん用の駐車場ということで開放したいということでございます。有料駐車場ということではございません。

あと、同じく議案案内図1ページを御覧いただきたいと思います。恐らく、今、小嶋委員さん、1ページの月極有料駐車場というふうになってございます。今回の1ページで言いますと斜線で引いてある部分が農地部分となっております。これが今回転用申請で出てきました区域になります。これが1,072㎡となっております。それとその下側に月極有料駐車場という部分があります。これは現在駐車場となっております、地目も雑種地という形となっております。今回の計画の中では農地の部分と下側の月極有料駐車場の部分、これも月極有料駐車場を廃止しまして眼科診療所の駐車場部分として、今回一緒に転用して行くという事業計画を行うということでございまして、今、月極駐車場となっておりますが、ここは廃止されて今回の転用部分とともに変えて行くということになっている、ということでございます。

高市議長 よろしいですか。

1番(小嶋委員) はい。

高市議長 ほかに、御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第35号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第35号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第36号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第36号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成25年8月23日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の証明願は1件です。初めに申請者でございますが、相続人は流山市木に

お住まいの方で、農業に従事されている方でございます。相続開始年月日は平成25年4月3日、納税猶予の願出のありました土地は、流山市木の畑、7筆、面積は2,954㎡で、議案案内図につきましては、3ページでございます。

なお、この土地につきましては、流山市木地区の土地区画整理事業の区域内にある農地で、35街区の4号に、換地面積1,663㎡の換地指定が行われておりますが、現在は使用収益が開始されておまして、耕作は可能な状況となっております。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第36号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

まず、被相続人ですが、昭和2年生まれで、平成25年4月3日に85歳で亡くなりました。

相続人は、被相続人の長男で昭和27年生まれの61歳です。

引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

農業従事者は、申請者と妻の2名であります。

申請地は、畑7筆、2,954平方メートルで、土地区画整理事業が行われている区域内にあり、現在、仮換地の指定がなされております。

また、申請地は生産緑地の指定を受けており、現在、耕起済であり、一部にネギ、ナス等が作付けされておりました。

また、他に不耕作になっている農地はなく、畑では主に、キュウリ、トマト、枝豆等を作付けしているとのことでした。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続して行くことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手を願いたいと思います。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質問なしと認め、これより採決を行います。

議案第36号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第36号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

(午後3時19分 青野委員入室)

高市議長 次に、議案第37号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書3ページを御覧ください。

議案第37号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による諮問が次のとおりだったので、意見を求める。

平成25年8月23日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

別紙(案)のとおり

初めに、本案にあります農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてですが、農業経営基盤強化促進法の第5条に、都道府県知事は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めるものと規定されております。また、農業経営基盤強化促進法の第6条には、市町村は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(「基本構想」でございますが)、これを定めることができると規定されておりますことから、流山市につきましても、平成7年に基本構想が策定され、その後平成22年には農業経営基盤強化促進法の改正等に伴い、一部変更が行われているところでございます。

そしてこの基本構想の策定に当たりましては、県が定めた基本方針に則するとともに県の計画との調和が保たれたものであること、また、市の基本構想を策定する場合や基本構想の変更をする場合は、あらかじめ農業に関する団体等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされております。

このため今回の諮問につきましては、県が策定しております基本指針の一部見直しが行われましたことから、これを受けまして、本市の基本構想につきましても一部変更をするため、流山市長から諮問があったものでございます。

次に資料といたしまして、皆様のお手元の方に(案)農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想という冊子と、それから農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想の変更(案)新旧対照表、この二つを資料として配布させていただきましたので、これを御覧いただきたいと思います。そして御説明につきましては、新旧対照表の方をですね、主にして御説明をさせていただきたいと思いますのでよろしく御願いたします。

それでは、まず新旧対照表を御覧いただきたいと思います。説明に入ります前に一つ訂正をお願いしたいと思います。新旧対照表の方、一枚めくっていただきまして3分の2ページというように書いてあります。2ページ目です。これの2行目、ここに1農業経営基盤強化の基本的な推進方法と書かれています。この「推進方法」を「推進方策」に訂正をお願いしたいと思います。また、右側の部分につきましても第1の1の、「推進方法」を「推進方策」ということで訂正をお願いしたいと思います。また、二つ目としまして、3分の2ページの下から3行目、「団体の支援・協力が行われるように求める。」というふうに記載されてございますが、「協力が行われるように努める。」というように訂正をお願いしたいと思います。また、右側の列につきましても同様に「協力が行われるように努める。」という形で訂正の方をお願いしたいと思います。

それでは引き続き説明を進めさせていただきます。まず、新旧対照表の方の1ページ目、3分の1ページを御覧いただきたいと思います。この新旧対照表につきましては、左から見まして1列目には根拠留意事項が、そして2列目には新(平成25年度改正)、この列は変更後の内容となっております。そして3列目、一番右側の列でございますが、この列は旧ということ(平成22年度改正)、この列は変更前の内容というふうな表となっております。

それでは初めに3分の1ページでございます。このページは表題部となるものでございます。この表題部の変更につきましては、基本構想の策定された年月を変更するもので、平成22年6月を平成25年何月というふうにするものでございます。続きまして資料の2枚目のページ、3分の2ページと次の3分の3ページを併せて御覧いただきたいと思います。

今回変更となる部分につきましては、太字とアンダーラインが引かれた個所が変更部分となっております。まず、1点目の変更された部分でございますが、1行目の第1農業経営基盤の強化の促進に関する目標、この中の1として農業経営基盤強化の基本的な推進策がございまして、現在は(4)までとなっておりますが、変更後は(5)から(7)までの3項目が追加となるものでございます。なお、基本構想案の冊子の方につきましては、1ページの中段に書かれている部分になります。そしてこの追加された内容でございますが、人・農地プランや農業の6次産業化、また、耕作放棄地増加の抑制に関する事項について追加がされております。まず、(5)についてですが、集落・地域での話し合いに基づく「人・農地プラン」の作成・実行により、認定農業者や新規就農者の育成確保及び農地の利用集積を推進する。次に(6)につきましては、農業の6次産業化を促進し、経営改善及び地域農業の活性化を図る。次に(7)につつま

しては、耕作放棄地の増加を抑制し、地域農業の維持発展と安定的な食料供給を図る。これが追加となるものでございます。次に対照表の、2. 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方策がございまして、そしてこの中の(1)本市農業の今後の見通しの文の中の5行目にあります流山市の人口の数値が変更されておりまして、従来は「16万2千人」とございまして、これを「16万8千人」に変更するものでございます。構想案の冊子の方で言いますと、2ページの上から2行目にこの部分が記載されてございます。次の変更箇所でございますが、対照表に戻っていただきまして、次に第4の農業経営基盤強化促進事業に関する事項の2、農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項、この(1)の中の「財団法人千葉県水産振興公社」というのがありますが、これが「公益財団法人千葉県水産振興公社」に名称が変更となっております。基本構想の冊子につきましては、30ページの下から2行目にこちらの部分がございまして、また、次の4の(8)の中にあります「農林振興センター」、これが県の組織変更に伴いまして「農業事務所」に名称が変更となっております。こちらにつきましては37ページにその部分がございまして御参照いただきたいと思います。それと3分の3ページになりますけれども、の事業推進体制等について、また、次の第5の農地利用集積円滑化事業に関する事業の(8)、そして次の(9)の中にあります「農林振興センター」となっている部分が先ほどと同様に「農業事務所」へと名称が変更となるものでございます。基本構想案の冊子の方につきましては、40ページ、50ページ、51ページにこの部分が書かれてございまして、御説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長の報告を求めます。総合農政検討委員会、青野委員長。

青野委員長 議案第37号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」、本案に関する総合農政検討委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を、本日1時30分から、委員多数の御出席をいただき開催し、審議いたしました。

本案につきましては、平成22年3月に閣議決定された戸別所得補償制度の導入、食の安全・安心の確保、農山漁村の6次産業化を三本柱とした「食料・農業・農村基本計画」及び食と農林漁業の再生を早急に図るために、平成23年12月政府がまとめた「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が決定されたことにより、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の見直しを行ったところでございます。

本市におきましても、県の基本方針に基づき策定しておりました基本構想の一部変更が必要となったことから、今回、この変更手続きの一環として、農業委員会に流

山市長から諮問があったものであります。

変更となった主な点につきましては、事務局から説明があったとおりであります。

このことから、平成25年5月17日に県が行った基本方針の変更に沿って、本案は農業経営基盤強化促進法第6条第1項に基づいて、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の農業経営基盤強化の基本的な推進方策に(5)から(7)の3項目を追加しようとするものであります。

このことから、本案について採決しましたところ、全会一致をもって原案のとおり承認相当とすることに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の経過と結果についての報告を終わらせていただきます。

高市議長 御苦労さまでした。これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は、挙手をお願いいたします。ございますか。質疑お持ちの方、いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第37号については、原案のとおり決定することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第13号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページをお開きください。

報告第13号

地目変更登記申請に係る登記官からの照会について

地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので報告する。

平成25年8月23日報告

流山市農業委員長 高市 正義

初めに登記申請者でございますが、東京都墨田区に本店を置く法人で、現在は流山市名都借に事業所を置き、主にエレベーターや油圧機器などに使用する潤滑油の卸販売や交換作業を行っている法人でございます。照会がありました土地につきましては、流山市名都借の田、1筆、589㎡で、変更後の登記地目は雑種地でございます。本件土地につきましては、東消防署の北約100mに位置する農地でしたが、今年の9月に潤滑油等を保管するドラム缶を置くための資材置場用地とする

ために、農地転用の許可申請書が提出され、翌月の10月16日付けで許可が行われております。その後転用目的に係る工事が今年の4月18日に完了したことから、同日付けで工事完了報告書が農業委員会に提出され、これにより事務局におきましても現地調査を行い、工事の完了を確認したところでございます。本件につきましては、こうした農地転用に関する一連の手続きが行われておりますが、今回登記所に田から雑種地に地目変更登記申請をするための申請書類の中で、農業委員会が発行する転用事実確認証明書が添付されていないため、平成25年7月4日付けをもって千葉地方法務局松戸支局の登記官から照会があったものでございます。以上の点を踏まえまして、本件につきましては法務局への回答をさせていただいております。そしてこの回答の内容でございますが、農地転用の許可を受け、完了報告も提出されておりますことから、1点目として、現況地目については非農地、2点目として、転用許可等の有無については有り、そして3点目として、原状回復命令の有無については原状回復命令は行わないとして、法務局に回答をさせていただいたものでございます。

御説明につきましては以上でございます。よろしく願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。ございますか。

7番(青野委員) 農業委員会としてはこういう関係で非農地であり、それからあと、無しとかそういう有りとかという回答でよろしいんだと思うんですけども、農業委員会と消防の方との関係はどのように連携取られているんですかね。

山口次長補佐 農業委員会と消防との関係についての話でございますが、これにつきましては、許可申請があったときに他法と調整を行って許可を行っています。消防の方につきましては事前協議で建設ができる、また、ほかについても多々指導はございました。それをクリアしたということで農業委員会では今年の24年10月16日付けでこの資材置場については許可を出しております。その後工事が終わり、今年の4月に完了しましたという報告がございましたので、農業委員会としても適正に工事が終わったかどうか確認をさせていただきました。それから、6か月経過してから転用事実の確認証明を出す予定でいました。これは25年の10月になります。しかし、それ以前に地目変更の登記申請を行ったということで、登記官からの照会があったということです。ですから、他法との調整はすべて整ってからすべて事業は進んでおります。以上です。

7番(青野委員) そしたら他法との関係でね、連携が取れてるということなんですけれども、周辺はですね、農地である訳ですよ。だから、常に農業委員会といった農地を守る立場と、他法で規制をして行く関係部局とのね、これからも連携は十分に継続をしてもらいたいなと要望しておきます。以上です。

高市議長 要望です。よろしいですか。

ほかに御質問、ございますか。

特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第14号「国税滞納処分に係る財務事務官からの照会について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページを御覧いただきたいと思います。

報告第14号

国税滞納処分に係る財務事務官からの照会について

国税滞納処分に係る財務事務官からの照会が次のとおりあったので、報告する。

平成25年8月23日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに土地の所有者でございますが、松戸市中金杉の方で、照会がありました土地は、流山市南にございます田、11筆で、2,460.91㎡です。議案案内図につきましては4ページにございますが、今回照会のありました土地は、南のT字路から守谷県道を東へ約400mにございまして、市街化調整区域内にある農地でございました。また、本件土地は、昭和41年に松戸市中金杉の方が売買にて取得したものでありましたが、その後平成9年2月に東京国税局の差押登記が行われている状況でございました。このことから本件につきましては、今後この差押物件の処分をするために、平成25年7月26日付けで、東京国税局の財務事務官から照会があったものでございます。次に今回のこの回答につきましては、事務指針の中で3名の農業委員によって現地調査を行い、2週間以内に回答することとされており、このため、去る8月6日に、豊島委員、酒巻委員、そして大作委員の3名の農業委員の方に現地調査と国税局への回答内容について御協議をいただきました。御参加いただきました各委員の方には、猛暑の中、また、急なお願いでございましたが、御協力いただきまして、大変ありがとうございました。次に現地調査をしていただいた状況ですが、現地を確認しましたところ、現況は草が一面に繁茂しており、長年にわたり耕作放棄の状態が続いている状況にございました。これら現地調査の結果などを踏まえまして、国税局への回答について農業委員の皆様と御協議をしていただきました結果、本件の回答の主なものといたしましては、土地の現況については農地、また、農地法5条の許可の可能性については転用の可能性がある、そして、買受適格者証明書の必要性については必要である、として回答をさせていただいたものでございます。御説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。ございますか。

7番(青野委員) この部分については、もう少し国税局から照会のある前の状況についてね、御存じでしたら披露していただきたいんですけども、ここは貝塚で開発のできない場所だと思うんですけども、この辺の経過はどうなってますか。

吉田次長 初めにこの土地の、所有者の方が取得したときから、現在に至るまで、登記事項証明書がございますので、これをまずお話させていただきたいと思います。先ほどもちょっと触れましたが、今回紹介がありました土地は昭和41年8月に売買で松戸市中金杉の方が取得されております。その後の経緯ですが、昭和61年2月に、松戸市の方を権利者とする条件付き所有権一部移転仮登記されております。また、その後平成9年2月に先ほど申し上げました大蔵省を債権者とする東京国税局の差押がされております。また、更に2年後の平成11年2月には松戸市を債権者とする差押がされております。そして、また、更に平成16年10月には、やはり債権者松戸市とする差押というふうなことで登記も条件付いております。こちらの場所については、以前色々都市計画道の計画とか更には現地調査の方でも農業委員の方に見ていただきました。その中で、以前には、学校用地の建設とかいうふうなことも話の中で出た時期もあったようでございますが、今、委員がおっしゃいましたように当時は貝塚であるとかそういった遺跡の関係とかもありませんでした場所でございます。

それとあと、今回の議案案内図4ページをちょっと御覧いただくと分かるかと思いますが、基本的には貝塚等の遺跡もあるということで難しいところはあるかもしれませんが、今回申請地の灰色で塗られた部分で、ここの守谷県道の反対側ですね、大字南ということで書かれているここには現在物流倉庫が建設されておりますので、ものによっては開発も可能であるのかなという気はします。色々な条件はもちろん付くとは思いますが、以上です。

岡田局長 諸条件が整えばですね、当然開発行為の関係とか、色々な法律の適用が適正に設計されているということになれば、先ほどの埋蔵文化財の関係とかそういった諸条件を全部クリアしなければなりませんけども、そういった基が全部整えば開発の関係については可能となります。ただし、当然転用の関係が必要となってきますので、先ほどの連携、他法令との連携の下に開発ということの道筋は可能であります。その例が先ほど吉田が言ったように下の方にありますけれど、倉庫業がそこで開業しておりますということの例というふうになっております。倉庫業というのはなかなか難しい場所ではありますけども、こういったものは開発としては可能かと思われま。

7番(青野委員) そうすると、今後の展開として、どのような動きをして行くのか。それから、あと周辺にお住まいの住民の方への対応、現状荒れ地になっている訳でしょう。それから、あと枯れ草になった場合の消防との関係だとか、衛生害虫の問題だとかどういように対応して行くのかな。

岡田局長 農業委員会としてのスタンスで申し上げますと、当然農地としてももの考え方としては、すぐにでも農地として利用できるような状態にということです。今後、ここは以前もパトロールをした個所でもありまして、要指導ということに今後なっていくでしょうし、そういったこととなります。今はその国税滞納とは別に、土地を所有していることについては変わりありませんので、土地所有者としての責務を果たすべく、そうい

ったことに対して訴えて行くということになります。

14番(水代委員) だってこれ所有権仮登記しているんでしょう松戸市が。

吉田次長 松戸市も入ります。今回国税局の差押という部分で照会がありました。それにプラスして松戸市の差押も入っております。

14番(水代委員) 差し押さえられたら、だって、草を刈るにも刈れないでしょうよ。

岡田局長 差押の分だけであって、元というんですか、それが動いてないんですよ。ただ、やるかやらないか分からないと。

吉田次長 まだ差押、あくまでも所有権はこの松戸市の中金杉の方が所有権者ということになります。

14番(水代委員) 仮登記というのは所有権移転の仮登記が松戸市になっているということですか。

吉田次長 松戸市の中金杉の方が所有者として今ございます。仮登記ということで先ほど昭和61年にあったということで、こちらは松戸市の大金平の方が仮登記を掛けております。そういった状況の中で、国税局の滞納があって差押がされているというふうな状況かと思えます。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

特にないようですので、次に進んでよろしいですか。

(はいの声あり)

高市議長 次に、報告第15号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の6ページを御覧ください。

報告第15号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年8月23日報告

流山市農業委員会 高市 正義

最初に1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の御報告は2件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に転用目的別の内訳ですが、住宅用地が2件でございました。

今月の4条届出の合計は、以上2件、4筆、1,579㎡、地目別の内訳では、田が1筆、203㎡、畑が3筆、1,376㎡でございました。

続きまして、議案書の7ページを御覧いただきたいと思えます。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月の御報告は23件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に移転の原因別内訳といたしましては、売買が22件、使用貸借が1件ございました。また、転用目的別では、住宅用地が20件、工事中事務所用地が1件、公衆用道路が1件、駐車場が1件ございました。

今月の5条届出の合計は、以上23件、46筆、11,279.81㎡、地目別の内訳では、田が13筆、3,252㎡、畑が33筆、8,027.81㎡でございました。

御報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただ今報告がありました。御質問、御意見ございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特になさうです。次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成25年第8回流山市農業委員会総会を終了いたします。慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時10分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成25年8月23日

流山市農業委員会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員豊島 啓行.....

流山市農業委員会委員中村 敏則.....